

告 示

埼玉県告示第六十六号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和八年一月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県日高市大字梅原字田端三十五番の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

セレン及びその化合物

【起点】

起点は日高市大字梅原字田端37番の最北端とする。

【格子の回転角】

7° 00'00"

起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びに、これらと並行して10m間隔で引いた線より構成される区画線を起点を支点に回転させた角度を示す。

【凡例】

敷地境界



単位区画



地番境界



形質変更時
要届出区域

